国民の思想・内心を取り締まり、市民を日常監視の対象とする「共謀罪」法案は廃案にしよう

「犯罪」が起きていない段階であっても、２人以上で話し合い「計画」し「準備行為」をしたとことが罪に問われる「組織犯罪処罰法改正案」（以下「共謀罪」法案）の国会審議が始まった。

「共謀罪」法案には、①「行為を罰する」という刑法の大原則を根本から変質させ人の心の内面を取り締まる、②対象となる「組織的犯罪集団」の法的な定義が曖昧であり、捜査機関が犯罪集団に「一変した」と判断すれば、あらゆる個人・団体が処罰の対象となりえる、③捜査機関による一般市民への日常的な監視を合法化する――など内心を取り締まり、思想信条の自由やプライバシー権を侵害する重大な危険性がある。

政府はテロ防止目的を強調する。しかし、「国際組織犯罪防止（TOC）条約の締結」や「テロ対策」は既存の法律で十分対応可能であり、「共謀罪」を新設する根拠にはならない。

戦前・戦中、政府が治安維持法を悪用し幅広い市民の思想・言論を弾圧した過ちを絶対に繰り返してはならない。

憲法改正や「戦争する国づくり」と一体で進む国民監視、表現の自由を奪う暗黒政治への道を許さないために、「共謀罪」法案の廃案へ力を合わせよう。

２０１７年４月８日

大阪府歯科保険医協会

第１回理事会